

平成29年4-6月期における物価連動債の発行額等について

カレンダーベース市中発行額

(単位: 兆円)

区 分	28年度当初		28年度(9月変更後)			29年度当初		
	(1回あたり)	(年間発行額; a)	(1回あたり)	(年間発行額; b)	(b) - (a)	(1回あたり)	(年間発行額; c)	(c) - (a)
40年債	0.4 × 6 回	2.4	0.4 × 2 回 0.5 × 4 回	2.8	0.4	0.5 × 6 回	3.0	0.6
30年債	0.8 × 12 回	9.6	0.8 × 12 回	9.6	—	0.8 × 12 回	9.6	—
20年債	1.1 × 12 回	13.2	1.1 × 12 回	13.2	—	1.0 × 12 回	12.0	▲1.2
10年債	2.4 × 12 回	28.8	2.4 × 12 回	28.8	—	2.3 × 12 回	27.6	▲1.2
5年債	2.4 × 12 回	28.8	2.4 × 12 回	28.8	—	2.2 × 12 回	26.4	▲2.4
2年債	2.3 × 12 回	27.6	2.3 × 12 回	27.6	—	2.2 × 12 回	26.4	▲1.2
1年 割引短期国債	2.0 × 2 回 2.1 × 10 回	25.0	2.0 × 2 回 2.1 × 10 回	25.0	—	1.9 × 2 回 2.0 × 10 回	23.8	▲1.2
10年物価連動債	0.5 × 4 回	2.0	0.4 × 4 回	1.6	▲0.4	0.4 × 4 回	1.6	▲0.4
流動性供給入札		9.6		9.6	—		10.8	1.2
計		147.0		147.0	—		141.2	▲5.8

(注1) 40年債については、5月・7月・9月・11月・1月・3月の発行を予定している。

(注2) 1年割引短期国債と1年政府短期証券を合わせた1年国庫短期証券としての総額は、1回あたり2.3兆円の発行を予定している。

(注3) 10年物価連動債については、4月・8月・10月・2月の発行を予定し、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて、柔軟に発行額を調整。

(注4) 流動性供給入札のゾーン毎の発行額等は、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整。

区 分	28年度 (実績見込み)	29年度当初	対28年度
15.5年超 39年未満	2.4	3.0	0.6
5年超 15.5年以下	6.0	6.6	0.6
1年超 5年以下	1.2	1.2	—

平成28年12月21日
財務省

平成29年1月から3月における物価連動債の発行額等

平成29年1月から3月における物価連動債の発行額等は下記のとおりとします。

記

平成29年2月の入札予定額 4,000億円

平成29年1月から3月における物価連動債の買入消却入札予定

入札月	買入予定額
平成29年1月	(実施予定なし)
平成29年2月	200億円程度
平成29年3月	(実施予定なし)
平成29年1月から3月の合計	200億円程度

(注1)平成29年2月は入札を月1回実施する予定です。

(注2)買入対象銘柄は、17回債から21回債とします。

(注3)各申込みの一部又は全部を買い入れないことがあります。

ただし、市場環境等によっては予定を見直すことがあります。

物価連動債の入札状況

回号	入札日	発行日	クーポン (%)	オファー額 (億円)	応募額 (億円)	募入額 (億円)	応募 倍率 (倍)	応募者 利回り (%)	発行 価格 (円)	BEI (入札時点) (%)	第Ⅱ 募入額 (億円)
20回	H27.5.8	H27.5.12	0.1	5,000	13,264	4,998	2.65	▲ 0.589	107.20	1.094	539
20回 (リオープン)	H27.7.7	H27.7.9	0.1	5,000	11,660	5,000	2.33	▲ 0.555	106.70	1.001	412
20回 (リオープン)	H27.11.10	H27.11.12	0.1	5,000	11,064	4,998	2.21	▲ 0.459	105.45	0.740	18
20回 (リオープン)	H28.1.13	H28.1.15	0.1	5,000	12,328	4,999	2.47	▲ 0.364	104.40	0.505	430
21回	H28.4.12	H28.4.14	0.1	4,000	11,350	4,000	2.84	▲ 0.376	104.90	0.359	356
21回 (リオープン)	H28.8.4	H28.8.8	0.1	4,000	11,397	3,999	2.85	▲ 0.324	104.20	0.266	544
21回 (リオープン)	H28.10.6	H28.10.11	0.1	4,000	12,826	3,999	3.21	▲ 0.391	104.80	0.356	252
21回 (リオープン)	H29.2.7	H29.2.9	0.1	4,000	10,426	3,999	2.61	▲ 0.439	105.10	0.556	123

物価連動債の買入消却入札結果

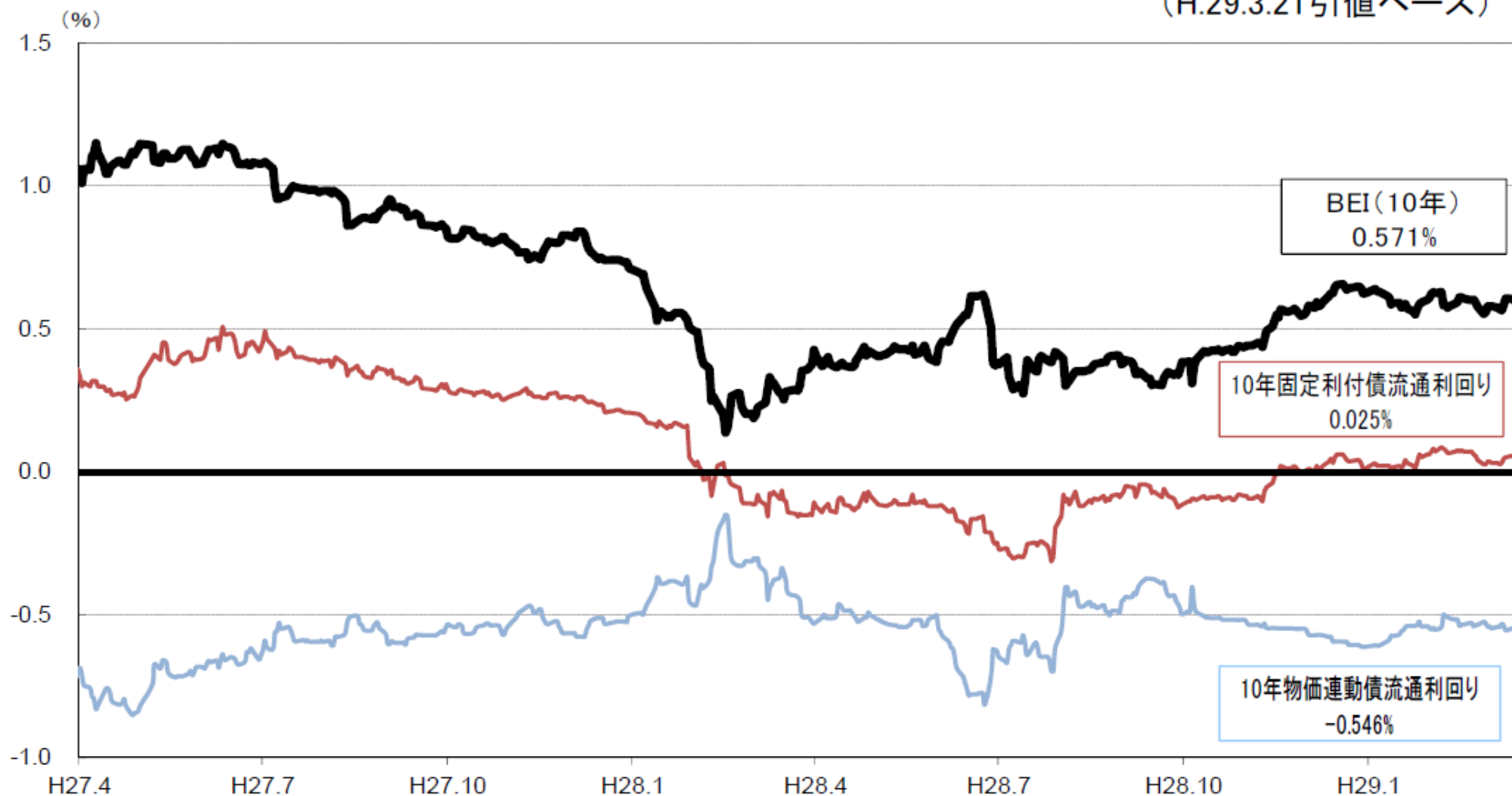
入札日	買入日	オファー額 (億円)	応募額 (億円)	買入額 (億円)	応募 倍率 (倍)	買入平均 価格格差 (円)	買入最大 価格格差 (円)	テール (円)
H28.4.22	H28.4.26	200	1,459	200	7.30	▲ 0.356	▲ 0.260	0.096
H28.6.15	H28.6.17	200	1,634	200	8.17	▲ 0.758	▲ 0.700	0.058
H28.8.17	H28.8.19	200	909	201	4.52	▲ 0.267	▲ 0.160	0.107
H28.10.13	H28.10.17	200	1,127	200	5.64	▲ 0.402	▲ 0.300	0.102
H28.12.14	H28.12.16	200	861	201	4.28	▲ 0.023	0.080	0.103
H29.2.13	H29.2.15	200	814	200	4.07	▲ 0.017	0.000	0.017

(参考: 日本銀行の物価連動国債買入オペの結果)

入札日	買入日	オファー額 (億円)	応募額 (億円)	買入額 (億円)	応募 倍率 (倍)	買入平均 価格格差 (円)	買入最大 価格格差 (円)	テール (円)
H28.10.5	H28.10.7	250	1,363	253	5.39	▲ 0.456	▲ 0.40	0.056
H28.10.21	H28.10.25	250	969	250	3.88	▲ 0.280	▲ 0.23	0.050
H28.11.9	H28.11.11	250	1,225	250	4.90	▲ 0.242	▲ 0.13	0.112
H28.11.28	H28.11.30	250	1,252	251	4.99	▲ 0.268	▲ 0.21	0.058
H28.12.7	H28.12.9	250	1,085	250	4.34	▲ 0.348	▲ 0.31	0.038
H28.12.22	H28.12.27	250	1,366	252	5.42	▲ 0.151	▲ 0.07	0.081
H29.1.10	H29.1.12	250	1,425	252	5.66	▲ 0.373	▲ 0.32	0.053
H29.1.25	H29.1.27	250	911	251	3.63	▲ 0.230	▲ 0.12	0.110
H29.2.8	H29.2.10	250	1,071	251	4.27	▲ 0.168	▲ 0.11	0.058
H29.2.22	H29.2.24	250	883	250	3.53	▲ 0.007	0.07	0.077
H29.3.1	H29.3.3	250	980	251	3.90	0.019	0.09	0.071

ブレイク・イーブン・インフレ率（BEI）の推移

（H.29.3.21引値ベース）



出所：日経QUICK及びBloomberg提供の情報を基に財務省が試算

平成 29 年 4-6 月期における物価連動債の発行額等（案）

- 平成 29 年 4 月の入札予定額：4,000 億円
- リオープン方式：年間 1 銘柄
平成 29 年 4・8・10 月、平成 30 年 2 月発行分・・・22 回債（平成 39 年 3 月償還、基準月は平成 28 年 12 月）
- 入札方式：新発債、リオープン債ともに価格競争入札方式によるダッチ方式（5 銭刻み）
（注）応募価格は発行日の連動係数積算後の価格とします。ただし、平成 29 年 8 月 28 日以降に実施する入札については、連動係数積算前の価格とする予定です。
- 平成 29 年 4-6 月期における買入消却入札予定
買入対象銘柄：17 回債から 22 回債まで

入札月	買入予定額	日銀買入オペ予定額（参考）
平成 29 年 4 月	<u>200 億円</u> 程度	500 億円程度
平成 29 年 5 月	—	500 億円程度
平成 29 年 6 月	<u>200 億円</u> 程度	500 億円程度
合 計	<u>400 億円</u> 程度	1,500 億円程度

（注）日銀買入オペ予定額は、現行の買入額及び買入頻度で継続されることを前提として記載している。

ただし、市場環境等によっては予定を見直すことがあります。

平成29年4-6月期における流動性供給入札について

カレンダーベース市中発行額

(単位: 兆円)

区 分	28年度当初		28年度(9月変更後)			29年度当初			
	(1回あたり)	(年間発行額; a)	(1回あたり)	(年間発行額; b)	(b) - (a)	(1回あたり)	(年間発行額; c)	(c) - (a)	(c) - (b)
40年債	0.4 × 6 回	2.4	0.4 × 2 回 0.5 × 4 回	2.8	0.4	0.5 × 6 回	3.0	0.6	0.2
30年債	0.8 × 12 回	9.6	0.8 × 12 回	9.6	—	0.8 × 12 回	9.6	—	—
20年債	1.1 × 12 回	13.2	1.1 × 12 回	13.2	—	1.0 × 12 回	12.0	▲1.2	▲1.2
10年債	2.4 × 12 回	28.8	2.4 × 12 回	28.8	—	2.3 × 12 回	27.6	▲1.2	▲1.2
5年債	2.4 × 12 回	28.8	2.4 × 12 回	28.8	—	2.2 × 12 回	26.4	▲2.4	▲2.4
2年債	2.3 × 12 回	27.6	2.3 × 12 回	27.6	—	2.2 × 12 回	26.4	▲1.2	▲1.2
1年 割引短期国債	2.0 × 2 回 2.1 × 10 回	25.0	2.0 × 2 回 2.1 × 10 回	25.0	—	1.9 × 2 回 2.0 × 10 回	23.8	▲1.2	▲1.2
10年物価連動債	0.5 × 4 回	2.0	0.4 × 4 回	1.6	▲0.4	0.4 × 4 回	1.6	▲0.4	—
流動性供給入札		9.6		9.6	—		10.8	1.2	1.2
計		147.0		147.0	—		141.2	▲5.8	▲5.8

(注1) 40年債については、5月・7月・9月・11月・1月・3月の発行を予定している。

(注2) 1年割引短期国債と1年政府短期証券を合わせた1年国庫短期証券としての総額は、1回あたり2.3兆円の発行を予定している。

(注3) 10年物価連動債については、4月・8月・10月・2月の発行を予定し、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて、柔軟に発行額を調整。

(注4) 流動性供給入札のゾーン毎の発行額等は、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整。

区 分	28年度 (実績見込み)	29年度当初	
			対28年度
15.5年超 39年未満	2.4	3.0	0.6
5年超 15.5年以下	6.0	6.6	0.6
1年超 5年以下	1.2	1.2	—

報道発表

平成 28 年 12 月 21 日

財務省

平成 29 年 1 月から 3 月における流動性供給入札の実施額等

平成 29 年 1 月から 3 月における流動性供給入札の実施額等は下記のとおりとします。

記

利付国債の(1)残存期間 1 年超 5 年以下、(2)残存期間 5 年超 15.5 年以下及び(3)残存期間 15.5 年超 39 年未満のうち、下表に記載する銘柄を対象とします。

実施額の上限は下表のとおりとし、平成 29 年 1 月及び 3 月の 1 回目の入札日に(1)に属する銘柄を、2 回目の入札日に(2)に属する銘柄を対象とし、平成 29 年 2 月の 1 回目の入札日に(3)に属する銘柄を、2 回目の入札日に(2)に属する銘柄を対象とします。ただし、市場環境等によっては予定を見直すことがあります。

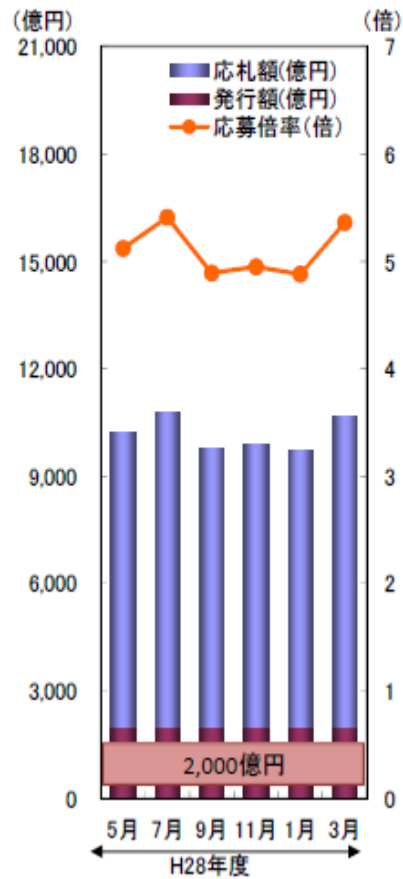
対象銘柄(注 1)	平成 29 年 1 月	平成 29 年 2 月	平成 29 年 3 月
(1)残存期間 1 年超 5 年以下の銘柄	2,000 億円程度	(実施予定なし)	2,000 億円程度
(2)残存期間 5 年超 15.5 年以下の銘柄	5,000 億円程度	5,000 億円程度	5,000 億円程度
(3)残存期間 15.5 年超 39 年未満の銘柄	(実施予定なし)	4,000 億円程度	(実施予定なし)

(注 1) 残存年数は、四半期の初日(1 月 1 日)を起算点として計算します。

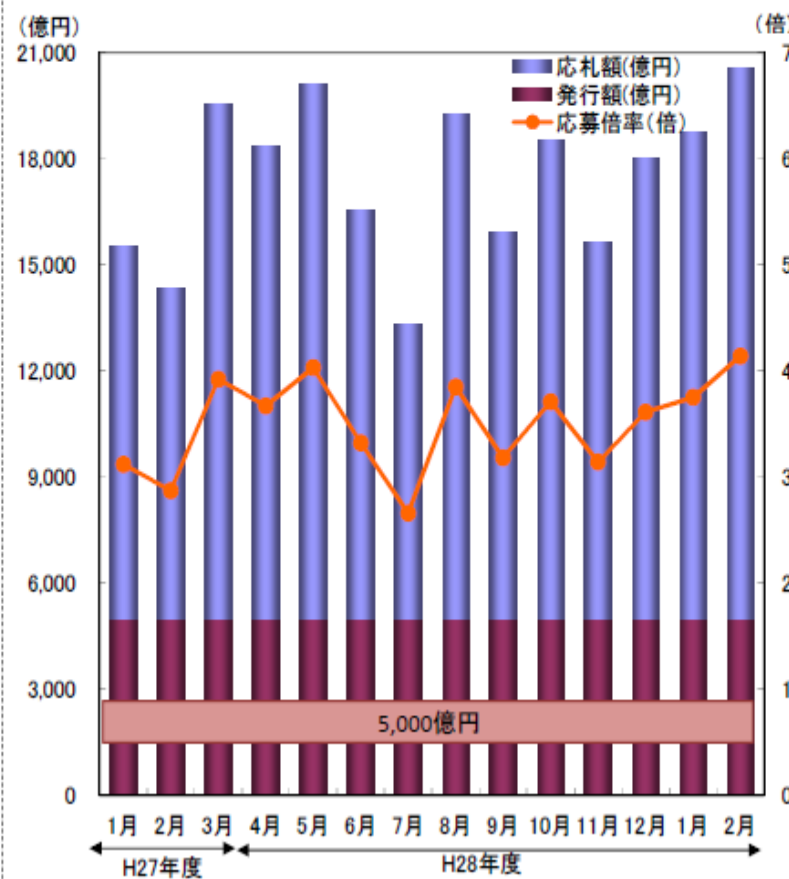
(注 2) 2 年債は、1 月入札については平成 29 年 1 月 1 日時点、3 月入札については同年 3 月 1 日時点で残存 1 年超の銘柄(カレント債を除く)を対象とします。

流動性供給入札の結果(発行・応募額)

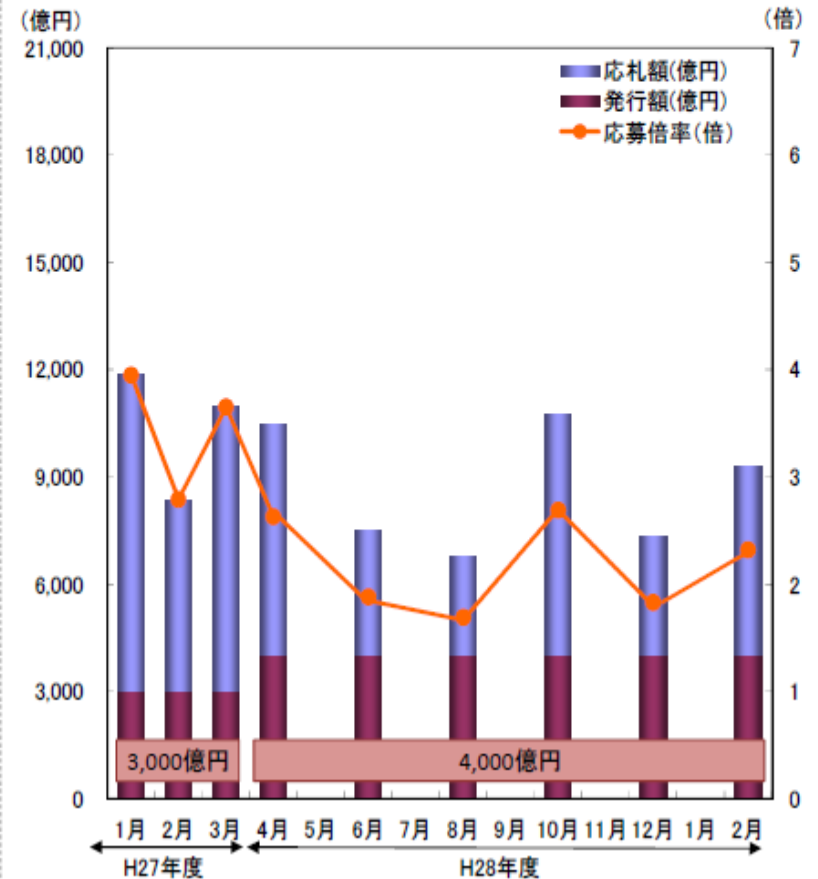
①残存1年超5年以下ゾーン



②残存5年超15.5年以下ゾーン



③残存15.5年超39年未満ゾーン



平成 29 年 4-6 月の流動性供給入札の実施案

下表に記載する銘柄を対象とする。

対 象		29 年 4 月	29 年 5 月	29 年 6 月
残存 ^{※1} 1 年超 5 年以下 ゾーン	【5 月】 ・2 年 364 回債～374 回債 ^{※2} ・5 年 112 回債～130 回債 ・10 年 293 回債～322 回債 ・20 年 40 回債～55 回債	—	2,000 億円	—
残存 ^{※1} 15 年超 15.5 年以下 ゾーン	【4 月・5 月・6 月】 ・10 年 323 回債～345 回債 ・20 年 56 回債～140 回債 ・30 年 1 回債～7 回債	5,500 億円	5,500 億円	5,500 億円
残存 ^{※1} 15.5 年超 39 年未満 ゾーン	【4 月】 ・20 年 141 回債～159 回債 ・30 年 8 回債～53 回債 ・40 年 1 回債～8 回債 【6 月】 ・20 年 141 回債～159 回債 ・30 年 8 回債～53 回債 ・40 年 1 回債～9 回債	5,000 億円	—	5,000 億円

※1 残存期間は、四半期の初日(4 月 1 日)を起算点として計算。

※2 2 年債については、5 月 1 日時点で残存 1 年超の銘柄(カレントを除く)を対象とする。

リオープン方式等について

平成 29 年度の 10 年債、20 年債、30 年債及び 40 年債のリオープン方式等（案）

1. 10 年債：金利が上下に大きく変動する場合を除き、リオープン発行（年間 4 銘柄）（※）

※入札日の市場実勢利回りと、償還日が同じ銘柄の表面利率との乖離が

おおむね 0.30% を超える場合には、新発債の発行とします。

＜年間 4 銘柄の発行となった場合＞

- 平成 29 年 3・4・5 月発行分 . . . 346 回債（平成 39 年 3 月償還）
- 平成 29 年 6・7・8 月発行分 . . . 347 回債（平成 39 年 6 月償還）
- 平成 29 年 9・10・11 月発行分 . . . 348 回債（平成 39 年 9 月償還）
- 平成 29 年 12 月・平成 30 年 1・2 月発行分 . . . 349 回債（平成 39 年 12 月償還）
（平成 30 年 3 月発行分は、平成 30 年度発行分（一部）とともに 350 回債とします。）

2. 20 年債：年間 4 銘柄

- 平成 29 年 3・4・5 月発行分 . . . 160 回債（平成 49 年 3 月償還）
- 平成 29 年 6・7・8 月発行分 . . . 161 回債（平成 49 年 6 月償還）
- 平成 29 年 9・10・11 月発行分 . . . 162 回債（平成 49 年 9 月償還）
- 平成 29 年 12 月・平成 30 年 1・2 月発行分 . . . 163 回債（平成 49 年 12 月償還）
（平成 30 年 3 月発行分は、平成 30 年度発行分（一部）とともに 164 回債とします。）

3. 30 年債：年間 4 銘柄

- 平成 29 年 3・4・5 月発行分 . . . 54 回債（平成 59 年 3 月償還）
- 平成 29 年 6・7・8 月発行分 . . . 55 回債（平成 59 年 6 月償還）
- 平成 29 年 9・10・11 月発行分 . . . 56 回債（平成 59 年 9 月償還）
- 平成 29 年 12 月・平成 30 年 1・2 月発行分 . . . 57 回債（平成 59 年 12 月償還）
（平成 30 年 3 月発行分は、平成 30 年度発行分（一部）とともに 58 回債とします。）

4. 40 年債：年間 1 銘柄

- 平成 29 年 5・7・9・11 月・平成 30 年 1・3 月発行分 . . . 10 回債（平成 69 年 3 月償還）
- 入札方式 . . . 新発債、リオープン債ともに利回り競争入札によるダッチ方式（0.5bp 刻み）

（注）市場環境等によっては予定を見直すことがあります。

第Ⅰ 非価格競争入札による発行分の限度額 及び 応札責任について

国債市場特別参加者制度について

1. 国債市場特別参加者の主な責任及び資格

< 責任 >

- ① 応札責任：全ての国債入札（第Ⅱ非価格競争入札を除く。）で、発行予定額の4%以上
- ② 落札責任：直近2四半期中の入札で、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンについて、発行総額の1%（短期ゾーンは0.5%）

< 資格 >

- ① 国債市場特別参加者会合への参加
- ② 買入消却入札への参加
- ③ 第Ⅰ非価格競争入札・第Ⅱ非価格競争入札への参加
- ④ 流動性供給入札への参加

2. 国債市場特別参加者の資格についての意見（国債市場特別参加者会合（第66回、平成28年6月24日）議事要旨（抜粋））

「入札時に顧客から委託を受ける場合に、入札の平均価格で買いたいと言われることがある。国債市場特別参加者が入札の平均価格で購入できる第Ⅰ非価格競争入札という仕組みがあるが、最近の市場の状況では、顧客の平均価格での購入ニーズが高く、第Ⅰ非価格競争入札で確保できる量では賄えなくなっているのではないかと思います。結果として、最近は、顧客のニーズに応えるため平均価格より高い価格で落札し、それを平均価格で顧客に販売するケースも多くなっており、このことが積極的に入札に参加しにくい一つの要因となっている。」

3. 諸外国のプライマリー・ディーラー制度（応札・落札責任）

	アメリカ	イギリス	ドイツ
応札	・ 全ての入札に参加 ・ 発行額／PD数	・ 全ての入札に参加 ・ 直近半年間の発行総額の5%以上 （義務ではなく目標）	—
落札	—	利付債、物価連動債の各セクターごとに、直近半年間の発行総額の2%以上 （義務ではなく目標）	1年間の発行総額（デュレーションで按分）の0.05%以上

第Ⅰ 非価格競争入札による発行分の限度額及び応札責任の見直し（案）

1. 第Ⅰ 非価格競争入札の発行限度額拡大

- 第Ⅰ 非価格競争入札による発行分の限度額について、現行の「発行予定額の 10%」から「発行予定額の 20%」に引き上げる。

2. 応札責任の引上げ

- 応札責任について、現行の「発行予定額の 4%以上」から「発行予定額の 5%以上」に引き上げる。

⇒ いずれも、平成 29 年 7 月以降に発行されるすべての国債（国庫短期証券を含む）の入札から適用。

理財局からの説明事項

大量償還月の利付債(5～30 年債)及び毎月の2年債の発行に係る決済期間短縮化について

- 現在、国債の発行日は原則T+2(入札日の2営業日後)としているが、5～30 年債のうち、既発債の償還月である3・6・9・12 月に発行するものについては、発行日から初回利払日までの間隔が短いと、発行時に払い込まれる経過利子相当額が多額となること、また、既発債の償還日より前に新発債を発行すると、償還資金で新発債に乗り換える投資家のファンディングに不都合が生じ得ることから、発行日を利払日・償還日と同じ 20 日に統一してきた。
また、毎月発行となっている2年債については、国庫収支の資金過不足を平準化する観点から、発行日と償還日を年金支払日と同日の 15 日としてきた。
その結果、これらの国債については、入札から発行までの期間が2営業日よりも長くなり、入札日程によっては、発行まで 10 営業日以上間隔が空くこともあるという状況になっている。
- これに対し、市場関係者からは、償還資金で新発債を購入するニーズは限定的で、発行日を 20 日や 15 日に統一しなくてもファンディングに不都合が生じる可能性は低くなっており、むしろ、新発債の入札後、発行までの間の取引の決済が発行日に集中しているため、決済リスクが高くなっている等の理由から、決済期間を短縮化してほしいという要請が聞かれている。
- これを受け、大量償還月に発行する利付債(5～30 年債)及び毎月発行する2年債に係る決済期間を短縮化する方向で、見直しに伴う関連諸制度や市場関係者のシステムに与える影響を見極めつつ、具体的な制度設計や実施時期等について、今後検討することとしたい。

參考資料

(議題2.関連)

流動性供給入札の結果

①残存1年超5年以下ゾーン

入札日	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	応募 倍率 (倍)	募入平均 利回格差 (%)	募入最大 利回格差 (%)	テール (bp)
H28.7.7	10,786	1,993	5.41	▲ 0.018	▲ 0.015	0.3
-	-	-	-	-	-	-
H28.9.15	9,782	1,999	4.89	▲ 0.033	▲ 0.026	0.7
-	-	-	-	-	-	-
H28.11.2	9,869	1,995	4.95	▲ 0.016	▲ 0.013	0.3
-	-	-	-	-	-	-
H29.1.13	9,722	1,994	4.88	▲ 0.013	▲ 0.005	0.8
-	-	-	-	-	-	-
H29.3.17	10,689	1,993	5.36	▲ 0.014	▲ 0.012	0.2

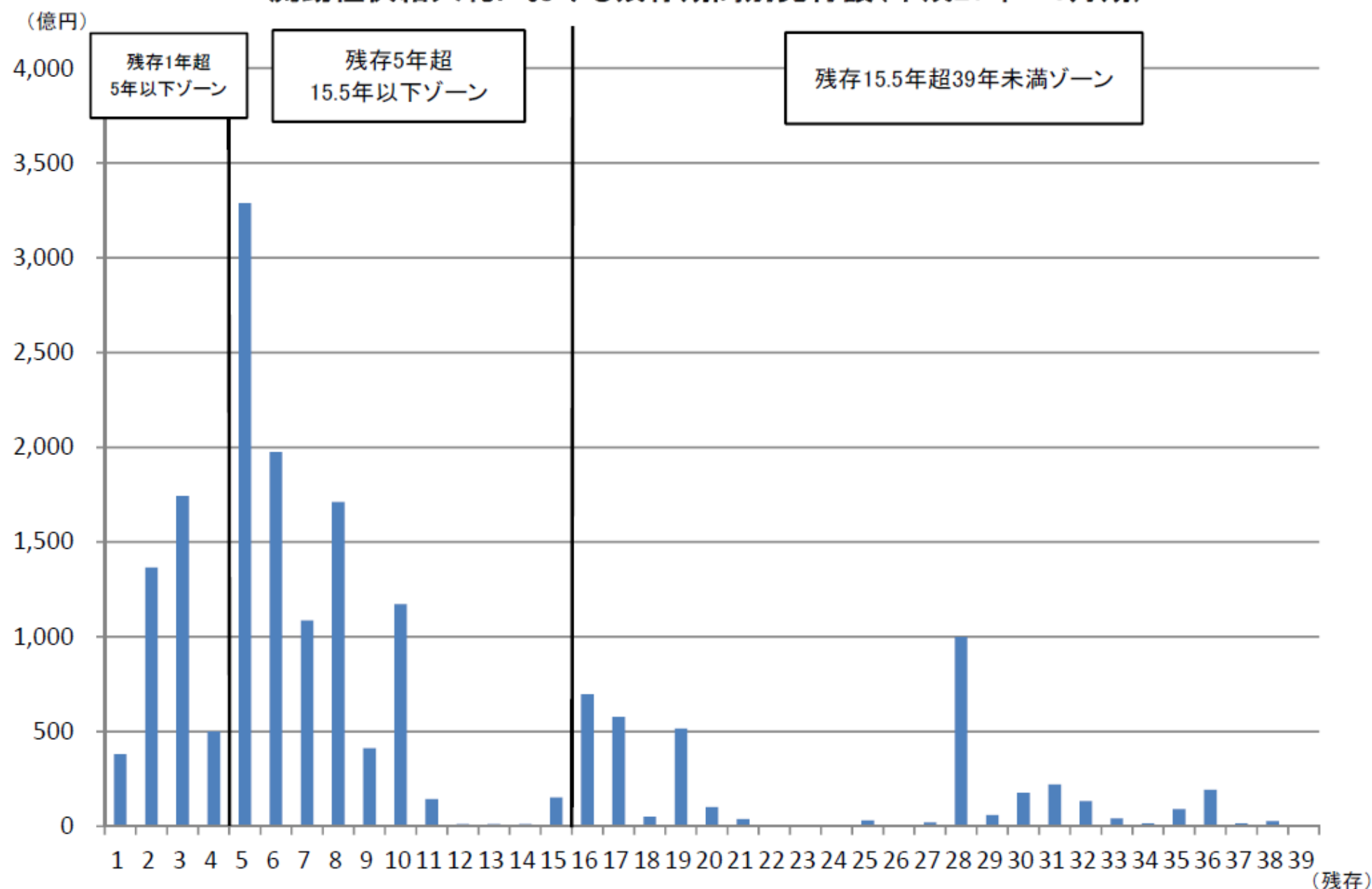
②残存5年超15.5年以下ゾーン

入札日	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	応募 倍率 (倍)	募入平均 利回格差 (%)	募入最大 利回格差 (%)	テール (bp)
H28.7.22	13,302	4,995	2.66	▲ 0.010	▲ 0.007	0.3
H28.8.25	19,236	4,992	3.85	▲ 0.015	▲ 0.012	0.3
H28.9.23	15,906	4,995	3.18	▲ 0.031	▲ 0.023	0.8
H28.10.20	18,513	4,996	3.71	▲ 0.015	▲ 0.011	0.4
H28.11.22	15,612	4,978	3.14	▲ 0.014	▲ 0.012	0.2
H28.12.21	17,988	4,985	3.61	▲ 0.006	▲ 0.003	0.3
H29.1.26	18,719	4,992	3.75	0.016	0.020	0.4
H29.2.21	20,576	4,975	4.14	▲ 0.005	▲ 0.003	0.2

③残存15.5年超39年未満ゾーン

入札日	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	応募 倍率 (倍)	募入平均 利回格差 (%)	募入最大 利回格差 (%)	テール (bp)
-	-	-	-	-	-	-
H28.8.16	6,747	3,996	1.69	0.010	0.022	1.2
-	-	-	-	-	-	-
H28.10.18	10,743	3,988	2.69	0.001	0.005	0.4
-	-	-	-	-	-	-
H28.12.6	7,321	3,997	1.83	0.018	0.035	1.7
-	-	-	-	-	-	-
H29.2.16	9,271	3,996	2.32	0.001	0.010	0.9

流動性供給入札における残存期間別発行額(平成29年1-3月期)



(議題4.関連)

国債市場特別参加者制度運営基本要領 新旧表（案）

現 行	変更後（平成 29 年 7 月以降に発行される国債（国庫短期証券を含む）の入札から適用）
第 2 国債市場特別参加者の指定 1 指定基準 （略） (1) 前々四半期の初日以降に入札の方法により発行されたすべての国債（国庫短期証券を含む。以下同じ。）について、それぞれの入札（第 4・5 の国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札（以下「第Ⅱ非価格競争入札」という。）を除く。以下同じ。）において、相応な価格で、発行予定額（それぞれの国債の入札で財務省がオファーする発行予定額をいう。以下同じ。）の 4%以上に相当する額を応札していること。 （略） 第 3 国債市場特別参加者の責任 （略） 1 発行市場における応札責任及び落札責任 (1) 応札責任 すべての国債について、それぞれの入札において、相応な価格で、発行予定額の 4%以上に相当する額で相応の額を応札すること。ただし、財務省は、これらの応札のうち、市場実勢から著しく乖離し、相応な価格でないと判断されるものについては、応札として認めないこととする。 （略）	第 2 国債市場特別参加者の指定 1 指定基準 （略） (1) 前々四半期の初日以降に入札の方法により発行されたすべての国債（国庫短期証券を含む。以下同じ。）について、それぞれの入札（第 4・5 の国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札（以下「第Ⅱ非価格競争入札」という。）を除く。以下同じ。）において、相応な価格で、発行予定額（それぞれの国債の入札で財務省がオファーする発行予定額をいう。以下同じ。）の 5%以上に相当する額を応札していること。 （略） 第 3 国債市場特別参加者の責任 （略） 1 発行市場における応札責任及び落札責任 (1) 応札責任 すべての国債について、それぞれの入札において、相応な価格で、発行予定額の 5%以上に相当する額で相応の額を応札すること。ただし、財務省は、これらの応札のうち、市場実勢から著しく乖離し、相応な価格でないと判断されるものについては、応札として認めないこととする。 （略）

第4 国債市場特別参加者の有する特別資格

(略)

4 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札への参加資格等 (略)

(1) 発行限度額

第Ⅰ非価格競争入札による発行分の限度額は、当該国債の発行予定額の **10%** とする。

(略)

5 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札への参加資格等 (略)

(3) 基準応札係数

① 財務省は、各四半期中に発行されるすべての国債の入札が終了した後、当該四半期及び前四半期中に発行し、及び発行する当該国債と同じ名称の国債について、それぞれの入札における発行予定額のうち、各特別参加者の価格競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札又は利回り競争入札の応札額（第3・1(1)により、財務省が、相応な価格でないと判断したものを除く。）が占める割合（百分率で小数点以下第2位未満を切り上げて表示したもの。ただし100%を上限とする。）を、当該直近2四半期分について単純平均（百分率で小数点以下第2位未満を切り上げて表示したもの）したもののから **4%** を減じた値を、基準応札係数として算出する。

ただし、当該四半期及び前四半期中に、当該国債と同じ名称の国債の入札が行われなかった場合は、当該四半期以前に算出された最終の数値を基準応札係数とするものとする。

(略)

第4 国債市場特別参加者の有する特別資格

(略)

4 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札への参加資格等 (略)

(1) 発行限度額

第Ⅰ非価格競争入札による発行分の限度額は、当該国債の発行予定額の **20%** とする。

(略)

5 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札への参加資格等 (略)

(3) 基準応札係数

① 財務省は、各四半期中に発行されるすべての国債の入札が終了した後、当該四半期及び前四半期中に発行し、及び発行する当該国債と同じ名称の国債について、それぞれの入札における発行予定額のうち、各特別参加者の価格競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札又は利回り競争入札の応札額（第3・1(1)により、財務省が、相応な価格でないと判断したものを除く。）が占める割合（百分率で小数点以下第2位未満を切り上げて表示したもの。ただし100%を上限とする。）を、当該直近2四半期分について単純平均（百分率で小数点以下第2位未満を切り上げて表示したもの）したもののから **5%** を減じた値を、基準応札係数として算出する。

ただし、当該四半期及び前四半期中に、当該国債と同じ名称の国債の入札が行われなかった場合は、当該四半期以前に算出された最終の数値を基準応札係数とするものとする。

(略)

第 7 指定基準等に係る経過措置

平成 21 年 1 月以前に実施した入札により発行された割引短期国庫債券及び政府短期証券については、それらを国庫短期証券とみなして、第 2・1 (1)及び(2)の国債市場特別参加者の指定基準、第 3・1(2)の国債市場特別参加者の落札責任並びに第 5・1 の国債市場特別参加者のモニタリング及び評価について本基本要領で定める事項を適用する。

第 7 指定基準等に係る経過措置

- 1 平成 21 年 1 月以前に実施した入札により発行された割引短期国庫債券及び政府短期証券については、それらを国庫短期証券とみなして、第 2・1 (1)及び(2)の国債市場特別参加者の指定基準、第 3・1 (2)の国債市場特別参加者の落札責任並びに第 5・1 の国債市場特別参加者のモニタリング及び評価について本基本要領で定める事項を適用する。
- 2 第 2・1 (1)の国債市場特別参加者の指定基準の適用について、平成 29 年 6 月 27 日から同年 9 月 30 日までの間においては、申請の日の前々四半期の初日以降に入札の方法により発行されたすべての国債について発行予定額の 4%以上に相当する額を、同年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間においては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの間に入札の方法により発行されたすべての国債について発行予定額の 4%以上、平成 29 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日に発行されたものについて発行予定額の 5%以上に相当する額を応札していることとする。
- 3 第 4・5 (3)の国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札に係る基準応札係数について、財務省は、平成 29 年 6 月 27 日から同年 9 月 30 日までの間においては、直近 2 四半期分の発行予定額のうち各特別参加者の応札額が占める割合の単純平均（以下、「平均応札額割合」という。）から 4%を減じた値を、同年 10 月 1 日から同年 12 月 31

	日までの間においては、平成 29 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に発行される国債に係る平均応札額割合から 4%、平成 29 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に発行される国債に係る平均応札額割合から 5%を、それぞれ減じたものを単純平均した値を、基準応札係数として算出するものとする。
--	--